

8. 参考資料

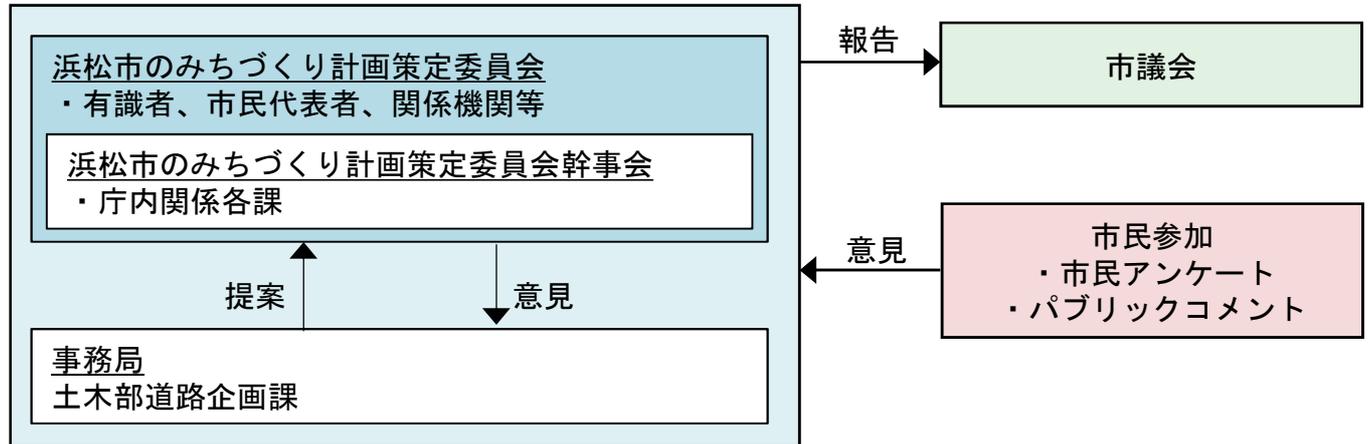
■ 策定経緯

◆ 検討体制

浜松市のみちづくり計画は、有識者、市民代表者、その他関係団体等の代表者により構成された「浜松市のみちづくり計画策定委員会」を設置し、それぞれの立場からご意見を伺いました。

また、庁内関係各課で構成された「浜松市のみちづくり計画策定委員会幹事会」を設置し、庁内関係課それぞれの見地において出された意見を取り入れることで、他の関連計画などとの調整を図りました。

<検討体制イメージ図>



<浜松市のみちづくり計画策定委員会規約>

(名称)

第1条 本会は、「浜松市のみちづくり計画策定委員会」(以下「委員会」と称する。

(目的)

第2条 委員会は、浜松市の道路整備を効率的・効果的に進めるための基本理念・基本方針・目的等を定めた「浜松市のみちづくり計画」を策定することを目的とする。

(構成)

第3条 委員会は、次頁に掲げる者により構成する。

2 委員の追加・変更は、委員会の承認を要するものとする。

3 委員の任期は平成30年3月31日までとする。

(所掌事項)

第4条 委員会の所掌事項は次に掲げるものとする。

「浜松市のみちづくり計画」策定に関すること。

前号に定めるもののほか、委員会に置いて必要と認める事項に関すること。

(運営)

第5条 委員会は、座長が招集し、会を総務する。

2 座長に事故等があり職務の遂行が困難な場合は、予め指名する委員がその職務を代理する。

3 会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(幹事会)

第6条 庁内に幹事会を置き、第2条に規定する事項について庁内の調整を行う。

(会議の成立条件)

第7条 会議は委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、浜松市土木部道路企画課に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて、別途協議のうえ処理するものとする。

(付 則)

この規約は、平成27年12月16日から施行する。

この規約は、平成29年 2月20日から施行する。

<浜松市のみちづくり計画策定委員会名簿>

区 分	所属等	氏名	備考
座 長	日本大学教授	下川 澄雄	学識経験者
委 員	静岡文化芸術大学教授	寒竹 伸一	学識経験者
委 員	名古屋大学准教授 (現所属:国土交通省 国土技術政策総合研究所 高度道路交通システム研究室(ITS室)研究官)	後藤 梓	学識経験者
委 員	浜松商工会議所運輸部会長	鈴木 健一	経済界
委 員	浜松市自治会連合会副会長	中川 秀三	市民代表
オブザーバー	国土交通省 中部地方整備局 浜松河川国道事務所長	尾藤 文人	
オブザーバー	静岡県 交通基盤部 道路局 道路企画課長	山本 浩之	
オブザーバー	中日本高速道路株式会社 東京支社 浜松保全・サービスセンター所長	上崎 裕	

<浜松市のみちづくり計画策定委員会幹事会名簿>

区 分	所属等 (平成30年1月時点)
幹 事 長	土木部道路企画課長
幹 事	危機管理監危機管理課長
幹 事	企画調整部企画課長
幹 事	財務部財政課長
幹 事	財務部アセットマネジメント推進課長
幹 事	環境部環境政策課長
幹 事	産業部産業振興課長
幹 事	都市整備部都市計画課長
幹 事	都市整備部交通政策課長
幹 事	都市整備部市街地整備課長
幹 事	都市整備部北部都市整備事務所長
幹 事	土木部道路保全課長
幹 事	土木部南土木整備事務所長
幹 事	土木部北土木整備事務所長
幹 事	土木部東・浜北土木整備事務所長
幹 事	土木部天竜土木整備事務所長
幹 事	学校教育部健康安全課長

<浜松市のみちづくり計画策定委員会の開催状況>

日時	会議名	主な議題
平成27年12月16日	第一回委員会	浜松市の現状、将来像、市民ニーズ、道路整備の課題について
平成28年 3月22日	第二回委員会	道路整備の課題における、浜松市固有の問題点について みちづくりの方針(骨子)
平成29年 2月20日	第三回委員会	道路整備プログラムの考え方について
平成29年 7月28日	第四回委員会	浜松市のみちづくりの基本方針について 道路整備プログラム(案)について
平成30年 2月 6日	第五回委員会	パブリックコメントの結果について 浜松市のみちづくり計画(案)の修正 道路整備プログラムの事業予定箇所について

<浜松市のみちづくり計画策定委員会幹事会の開催状況>

日時	会議名	主な議題
平成28年 3月18日	第一回幹事会	道路整備の課題における、浜松市固有の問題点について みちづくりの方針(骨子)
平成29年 2月10日	第二回幹事会	道路整備プログラムの考え方について
平成29年 7月25日	第三回幹事会	浜松市のみちづくりの基本方針について 道路整備プログラム(案)について
平成30年 1月24日	第四回幹事会	パブリックコメントの結果について 浜松市のみちづくり計画(案)について

<パブリック・コメント制度に基づく意見募集>

意見募集期間	平成29年10月20日(金)～平成29年11月20日(月)
意見提出者数	5名
意見数	27件
提出方法	持参(1)、電子メール(3)、FAX(1)
意見の内訳	提案 9件、要望 16件、質問 2件
案に対する反映度	案の修正 15件、今後の参考 2件、盛り込み済 2件、その他 8件
市の考え方の公表	平成30年3月20日(火)

<区協議会での内容説明>

実施時期	平成29年10月11日～平成29年10月27日
実施内容	7区全ての区協議会にて浜松市のみちづくり計画(案)について内容を説明

<市民アンケートの実施>

実施時期	平成27年9月
実施内容	無作為抽出による18歳以上の浜松市民3,000人を対象とした、郵送による配布・回収
参加人数	回収数 1,128

■ 用語集

(1/3)

ページ	用語	説明
P1	生産年齢人口	年齢別人口のうち労働力の中核をなす15歳以上65歳未満の人口層。
P1	生活道路	地区に住む人が地区内の移動あるいは地区から幹線道路(主に国道や県道などで通過交通を担う道路)に出るまでに利用する道路のこと。 本計画では、市内の交通事故等について幹線道路と生活道路に分け、それぞれの特徴(事故類型(追突・出会い頭等)の違い)を記載している。
P2	国土の グランドデザイン2050	急速に進む人口減少や巨大災害の切迫、国土形成計画(平成20年閣議決定)策定後の国土をめぐる大きな状況の変化や危機感を共有しつつ、2050年を見据えた国土づくりの理念や考え方を示したもの。(平成26年7月公表)
P3	幹線道路	主要な地点を結び、道路網の骨格を形成する道路のこと。高速自動車国道・一般国道・主要地方道・一般都道府県道などを指す。
P4	高齢化率	65歳以上の人口が全人口に占める比率のこと。
P4	都市の空洞化	郊外部で商業開発等が進む一方、中心部で空き店舗や空き家等が増加し賑わいが低下すること。
P5	工場立地誘導地区	市街化調整区域において工場等の立地を誘導する地区で、浜松市が指定するもの。
P5	新・産業集積エリア (第三都田地区)	浜松SAスマートIC周辺(南側)地域は、都田テクノポリスや浜松市都田地区工場用地、浜北新都市(きらりタウン浜北)などの工場集積地であった事に加え、高速道路ICの近傍であることや、標高が高く堅固な地盤を有している台地に位置している事などの地理的条件等により、地域活性化総合特区として、「未来創造『新・ものづくり』特区」が認定(平成23年12月23日(内閣総理大臣認定))された。 本特区の指定を受けたことで、新たな大規模工業用地の造成(新・産業集積エリア(第三都田地区)の開発事業)、工場立地誘導地区(重点エリア)の設定が可能となった。
P6	FSC森林認証	FSC(Forest Stewardship Council:森林管理協議会)は、木材を生産する世界の森林と、森林から切り出された木材の流通や加工のプロセスを認証する国際機関のこと。その認証は(1)森林の環境保全に配慮し、(2)地域社会の利益にかない、(3)経済的にも持続可能な形で生産された木材に与えられるもの。
P6	狭隘区間	1車線の道路など、道幅が狭く、すれ違いが困難な区間のこと。
P7	周遊性	各地を旅行してまわる際の観光地間の移動のしやすさ。
P7	ポテンシャル	潜在的に持っている可能性としての力。
P9	自動車分担率	目的地までの移動において、鉄道、バス、自動車、バイク、自転車、徒歩といった交通手段のうち、自動車を利用される比率。
P9	PT調査	Person Trip(パーソントリップ)調査の略称。 「人の動き」に着目し、「何のために」「どこからどこへ」「どのような交通手段で」移動したかを調べ、交通の状況を把握する調査。
P9	混雑時旅行速度	1日の中で最も混雑する時間帯の旅行速度。旅行速度とは、一定区間の距離を移動するのに必要とした時間で除した値。
P9	モビリティ・マネジメント	渋滞や環境、あるいは個人の健康等の問題に配慮して、過度に自動車に頼る状態から公共交通や自転車などを『かしく』使う方向へと自発的に転換することを促す、一般の人々や様々な組織・地域を対象としたコミュニケーションを中心とした持続的な一連の取り組みのこと。
P10	道路改良率	すべての道路延長のうち、車道幅員が5.5m以上に改良された道路の延長の割合。

■ 用語集

(2/3)

ページ	用語	説明
P12	ゾーン30	生活道路における歩行者や自転車利用者などの安全な通行を確保することを目的として、区域(ゾーン)を定めて最高速度30km/hの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度超過やゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制など、公安委員会(警察)が主体となって行う生活道路対策のこと。
P12	ビッグデータ	インターネットの普及とITの進化によって生まれた、事業に役立つ知見を導くためのデータのこと。 本計画で記載のビッグデータは、ETC2.0車載器または対応するカーナビを搭載した車両の走行履歴情報等から得られる急減速情報、速度情報などのことをいい、これらの情報などを用いて分析をおこない、生活道路における交通安全対策等を立案、実施。
P13	雨量規制区間 (事前通行規制)	大雨や台風による土砂崩れや落石等の恐れがある箇所について、過去の記録などを元にそれぞれ規制の基準等を定め、基準雨量に達した区間について、災害が発生する前に「通行止」などの交通規制を実施するもの。
P13	緊急輸送路	災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な道路で、高速自動車国道や一般国道、及びこれらを連絡する幹線的な機能を持つ道路のうち指定を受けた道路のこと。
P14	法定点検義務化	道路法及び道路法施行令が改正(平成25年9月施行)され道路管理者の義務が明確化されるとともに、道路施設の維持、点検、措置を講ずることが規定された。また翌年には、道路法施行規則(平成26年7月施行)が改正され、橋梁やトンネルについては、5年に1度、近接目視による全数監視点検するとともに、統一的な尺度で健全度の判定区分を設定し、診断を実施することが明文化されたこと。
P15	交通結節点	交通結節点は、異なる交通手段(場合によっては同じ交通手段)を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設。鉄道駅、バスターミナル、インターチェンジ、空港など。
P15	長寿命化	施設の寿命をのばすこと。 施設の機能の維持・機能の回復手法として、施設の点検、診断、措置、記録の一連のサイクルを構築(長寿命化計画を策定)し、それを確実に実施することと、計画策定にあたっては施設の損傷が軽微なうちに修繕等を行う予防保全型の維持管理を行うものであることが必要。
P15	ユニバーサルデザイン	障害の有無や年齢、性別、人種などにかかわらず、全ての人々が利用しやすいように製品やサービス、環境をデザインする考え方。
P16	拠点ネットワーク型都市構造	居住を公共交通沿線や日常生活の拠点に緩やかに誘導するとともに、拠点間の移動時間を短縮することにより、市民の生活利便性向上や産業や観光の活性化を目指した都市構造のこと。
P16	予防保全	重大な不具合が発生してから対策を行う事後保全に対し、施設の点検・診断・措置・記録(メンテナンスサイクルを構築し、実施。)を計画的に実施すること。これにより、施設は一定水準の状態が保たれ、不具合が軽微である早期段階で措置をとることが可能となり、施設の長寿命化とともに、維持管理費の平準化を図ることができる。
P16	歩行者空間整備	歩道や路側帯(歩行車の通行のための道路標示によって区画されたもの)等を設置すること。
P16	歩行者空間の平面化・バリアフリー化	歩道の段差・傾斜・勾配の改善、昇降装置付立体横断施設、横断歩道の設置など。
P16	交通需要マネジメント	自動車の効率的利用や公共交通機関への転換など、交通行動の変更を促し、発生交通量の抑制や集中の平準化など、「交通需要の調整」を図り、道路交通混雑を緩和し、環境改善などを実現する取組。

■ 用語集

(3/3)

ページ	用語	説明
P19	ボトルネック	交通の分野においては、交通量に対しての車線数等の不足や信号機等による交通遮断等で交通の流れが悪くなることが、渋滞の原因等となっている箇所について、ビンの首部分が細くなっていることから、ボトルネックと例えられる。
P21	救命救急センター	浜松では、1次救急(入院や手術を必要としない軽症者)に対応する夜間救急室から、医師が自宅待機する1.5次救急、7つの病院が輪番制で対応する2次救急、3病院の救命救急センターによる3次救急まで緊密に連携。医師会、病院、救急隊、行政の共同により全国に先駆けて整備されたこの救急医療体制は「浜松方式」と呼ばれており、365日・休日なしの救急医療システムを実現している。 1次救急(開業医当番制) 浜松市夜間救急室、休日在宅当番医、1.5次待機 2次救急(7病院輪番制) 総合病院:浜松労災病院、遠州病院、浜松医科大学付属病院、浜松赤十字病院、聖隷三方原病院、聖隷浜松病院、浜松医療センター 3次救急(ICU・CCU) 救命救急センター:聖隷三方原病院、聖隷浜松病院、浜松医療センター
P22	UDブロック	横断歩道等における歩車道境界部の段差解消(段差0cm)を図ることを目的としたブロックのこと。(UD:Universal Designの略。)
P22	回遊性	本市の中心市街地活性化基本計画においては、回遊性の向上のため、周辺地域や区域内の公共交通機関や駐車場などのアクセシビリティの向上、安心して安全に回遊できる歩きやすい歩行者導線などの来街しやすい手段、環境を整える必要があるとしている。
P23	ハンプ	車両の速度抑制や横断歩行者の円滑な移動、交差点での注意喚起等による出会い頭事故の削減のため、車道路面に設けた凸部のこと。対策にあたっては、適切な設置位置を検討する必要がある。
P23	狭さく	通過交通量の抑制や通行する車両の走行速度を抑制するため、車両の通行部分の幅員を狭くするもの。交差点部の狭さくは、歩行者の車道の横断距離が短くなり、運転手等と歩行者双方の視認性が向上するなど、出会い頭事故の抑制が期待できる。対策にあたっては、ハンプとの組み合わせや、適切な設置位置等を検討する必要がある。
P24	道路啓開 (どうろけいかい)	緊急車両等の通行のため、1車線でもとにかく通れるように早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正により救援ルートを開けること(啓開:切りひらくこと)。
P27	道路マネジメントサイクル	道路を整備するだけでなく、効率的な維持管理や有効的な活用を行い、継続的に改善していくための手順。
P28	ICT(情報伝達技術)	情報伝達技術(Information and Communication Technologyの略称)。
P28	ラウンドアバウト	円形の平面交差点のうち、環道、中央島、エプロン、分離島、流出入口及び交通安全施設を有し、環道内で走行する車両は時計回りに進み、かつ信号機や一時停止などにより中断されることがない構造であるもの。
P28	道路愛護制度	市民や地元企業が道路の一定区間の公共空間をボランティアで定期的・継続的に清掃・美化活動を行うもの。本活動に対して行政は、清掃に必要な道具の貸与やボランティア保険への加入などの方法で愛護活動を支援する。
P28	高規格幹線道路	自動車の高速交通の確保を図るために必要な路線で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路。浜松市では、東名高速道路、新東名高速道路、三遠南信自動車道が該当する。
P30	都市計画道路	都市の骨格を形成し、安心で安全な市民生活と機能的な都市活動を確保し、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。都市計画道路の区域内では、将来の事業が円滑に実施できるように建築規制が課せられる。



浜松市
HAMAMATSU CITY

浜松市土木部道路企画課

〒430-8652

浜松市中央区元城町103-2

TEL 053-457-2427

E-mail dourokikaku1@city.hamamatsu.shizuoka.jp